

○文部科学省告示第六十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和六年五月二日

文部科学大臣 盛山 正仁

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	U n t i t l e d ブック 九―十八) (カラージュ・	U n t i t l e d ブック 二―十三) (カラージュ・	U n t i t l e d ブック 一―十五) (カラージュ・	指定をした海外の美術品等(以下「指定美術品等」という。)の名称
	同右	同右	令和六年四月十七日	指定をした日
	同右	同右	令和六年六月十日 五日から令和六年十二月三十一日まで	指定の有効期間
	同右	同右	東京都港区六本木七―二十二―二 株式会社朝日新聞社 佐藤 洋子 文化事業部長 佐藤 洋子 東京都中央区築地五―三―二	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	同右	同右	令和六年八月七日から令和六年十一月十一日	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間